施策名【消費生活】

章	節	施策		主要施策	事務事業コード	事務事業	管理方法	補助金	補助金等名称	課	係	備考
6.暮らしを守る安心と安全のまち		5.消費生活	(2)	消費者保護対策の推進	6152-1	消費者行政事業	通常	1	消費者被害防止対策機器購入補助金	生活環境課	生活公共交通係	
			(3)	消費生活の改善	6153-1	生活・食品衛生事業	通常	2	佐久市食品衛生協会補助金	環境政策課	環境政策係	

令和4年度　補助金等評価シート

1　基本情報

補助金等名称	消費者被害防止対策機器購入費補助金		
事務事業名称	消費者行政事業	事務事業コード	6152-1
所　管	環境　部　生活環境　課　生活公共交通　係		

2　補助金等の概要（Plan）

区分	国県等連携補助金（上乗せなし）	種別	ー		
根拠法令等名称	佐久市消費者被害防止対策機器購入費補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成　29　年度（経過年数　5　年）	終期設定	（有・無）	終期	令和　4　年度
目的	特殊詐欺等による消費者被害を防止し、市民の安全な生活の確保を図るため、特殊詐欺等への対策機能の付いた電話機等の購入費用に係る補助金を交付する。				
制度概要（補助対象経費、補助率、上限額等）	対象機器の購入費等の2分の1に相当する額。ただし、当該額が1万円を超える場合は1万円とし、当該額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。 県の負担額は、県の予算、県内市町村要求額などに応じ決まる。				
交付対象者、団体	☐ 特定団体（市が事務局となっているもの）　☐ 特定団体（市が事務局となっていないもの） ☐ 不特定団体　☑ 個人				
	名称（個人は除く）	－			
指標設定	設定の考え方	対象となる電話機等の交付台数 1台あたりの補助額の上限が1万円で、1万円を補助することを前提として予算額より設定。		目標値	80台
	指標が数値でない場合の評価方法	－			

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和　2　年度	令和　3　年度	令和　4　年度
交付件数			60　件	39　件	
決算額（予算額）			516,300　円	315,400　円	500,000　円
財源内訳	特定財源（国・県等支出金）		480,000　円	315,400　円	380,000　円
	一般財源		36,300　円	0　円	120,000　円
指標	目標値	（単位）	80　台	80　台	50　台
	実績値	（単位）	60　台	39　台	
	達成率		75.0　%	48.8　%	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する				

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	△	左記の理由、課題等	・依然として悪質な特殊詐欺が発生しており、その約7割が固定電話への架電が発端となっていることから、「電話でお金詐欺（特殊詐欺）」に対する対策機能付き電話の有効性は高く、今後も設置需要が見込まれる。 ・被害防止の意識が高い家庭への機器導入が進んでいると考えられるが、補助制度の周知を改めて実施することで、設置件数の向上が期待できる。
	有効性	△		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	令和4年度において、見直し・縮小を行ったことから制度周知を行ったうえで交付件数の状況を確認し、今後の方向性を決定する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	―
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	―
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	―
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 （ア）当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 （イ）団体等の会計処理及び使途が適切であること。 （ウ）団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 （エ）受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 （オ）市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。（ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く）	―

※確認欄　○：適合、　×：不適合、　－：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和4年度　補助金等評価シート

1　基本情報

補助金等名称	佐久市食品衛生協会補助金		
事務事業名称	生活・食品衛生事業	事務事業コード	6153-1
所　管	環境　部　環境政策　課　環境政策　係		

2　補助金等の概要（Plan）

区分	市単独補助金（施策推進型補助金）	種別	事業費補助金（その他事業補助金）		
根拠法令等名称	佐久市生活環境整備事業補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成　17　年度（経過年数　17　年）	終期設定	（有・(無)）	終期	令和　年度
目的	市民の食に関する安全や安心を確保し、食品衛生を向上させるため				
制度概要（補助対象経費、補助率、上限額等）	補助対象事業費の2分の1以下 補助上限（会員割額　会員数　×　100円、均等割額　1支部につき、22，000円の合計）				
交付対象者、団体	☐ 特定団体（市が事務局となっているもの）　☑ 特定団体（市が事務局となっていないもの） ☐ 不特定団体　☐ 個人				
	名称（個人は除く）	佐久食品衛生協会　浅間支部　他6支部			
指標設定	設定の考え方	研修会・巡回指導の実施回数		目標値	28回
	指標が数値でない場合の評価方法				

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和　2　年度	令和　3　年度	令和　4　年度
交付件数			7　件	6　件	
決算額（予算額）			245,000　円	178,700　円	264,000　円
財源内訳	特定財源（国・県等支出金）		0　円	0　円	0　円
	一般財源		245,000　円	178,700　円	264,000　円
指標	目標値	(単位)		28　回	
	実績値	(単位)		21　回	
	達成率		%	75.0　%	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する				

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	食品衛生協会へ補助金を交付することにより、協会員の食品衛生管理の徹底につながり、食中毒の発生の防止に貢献できた。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	食品衛生協会への補助金の交付を継続する中で、協会員の食中毒防止に対する意識の向上を図る。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	―
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	―
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	―
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	―
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 （ア）当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 （イ）団体等の会計処理及び使途が適切であること。 （ウ）団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 （エ）受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 （オ）市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。（ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く）	○

※確認欄　○：適合、　×：不適合、　－：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤終期の定めを検討する。